明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件（総務五七）　二
○地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する件（同五八）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一〇）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同一一）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同一二）
○メキシコ南部国境地帯におけるシェルター及び政府移民施設能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（外務六六）
○アフガニスタン・イスラム共和国におけるバーミヤンにおける世界遺産の持続可能な管理計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の書簡の交換に関する件（同六七）　二
○国の債権の管理等に関する法律施行令第二十九条第一項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件及び国の債権の管理等に関する法律施行令第三十七条第一項に規定する財務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（財務五一）
○旧軍関係債権の納付期限を延期し、又は分割して納付させる場合の利息の率を定める件の一部を改正する件（同五二）　三
○政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件（同五三）
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令第一条第一項第五号に基づき、同号の財務大臣が定めるものを定める告示（同五四）
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁三〇、三一）
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同三二、三三）
○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（厚生労働六七）
○肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件の一部を改正する件（農林水産四四）　四
○昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件（同四四五）　六
○保安林の指定をする件（同四四六～四五〇）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四五一～四五三）　八
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業四〇）
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同四一）
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同四二）
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同四三）　九
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同四四）　一〇
○電気事業法第七十条第二項の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録更新をした件（同四五）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通二六四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二六五、二六六）　二

〔国会事項〕

〔人事異動〕
法務省　最高裁判所

〔公告〕
諸事項
官庁　押収物還付、建設業の許可の取消処分関係　一
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　三